

【書類名】 商標登録願
【整理番号】 J T 2 4 9
【提出日】 令和 5年10月31日
【あて先】 特許庁長官 殿
【商標登録を受けようとする商標】



【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】

【第9類】

【指定商品（指定役務）】 電子計算機用プログラム，電子応用機械器具，録音済みのコンパクトディスク，録音済みの磁気カード・磁気シート及び磁気テープ，録画済みビデオディスク及びビデオテープ，電子出版物，インターネットを利用して受信し及び保存することができる音楽ファイル，インターネットを利用して受信し及び保存することができる画像ファイル

【第16類】

【指定商品（指定役務）】 文房具類，印刷物

【第35類】

【指定商品（指定役務）】 人事管理に関する指導及び助言，経営の診断又は経営に関する助言，市場調査又は分析，商品の販売促進及び役務の提供促進のためのイベントの企画・運営又は開催及びこれらに関する情報の提供

【第41類】

【指定商品（指定役務）】 技芸・スポーツ又は知識の教授，セミナーの企画・運営又は開催，電子出版物の提供，書籍の制作，イベントの企画・運営又は開催及びこれらに関する情報の提供（商品の販売促進又は役務の提供促進に関するものを除く。），写真の撮影

【第42類】

【指定商品（指定役務）】 電子計算機のプログラムの設計・作成又は保守，電子計算機の貸与，電子計算機用プログラムの提供，電子計算機用プログラムの貸与，デザインの考案

【商標登録出願人】

【識別番号】 5 2 3 0 9 4 9 6 0

【氏名又は名称】 株式会社アンカー

【商標登録出願人】

【識別番号】 5 2 2 3 4 8 6 8 6

【氏名又は名称】 株式会社才能研究所

【代理人】

【識別番号】 1 0 0 1 2 5 2 5 4

【弁理士】

【氏名又は名称】 別役 重尚

【電話番号】 0 3 （ 6 6 6 1 ） 0 1 4 5

【手数料の表示】

【振替番号】 0 0 0 2 0 9 1 6

【納付金額】 4 6 4 0 0